

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	392,000千円 (H20年度) 37,000千円) H21.3.31まで (H21年度) 178,000千円) H22.3.31まで (H22年度) 107,000千円) H23.3.31まで (H23年度) 70,000千円) H24.3.31まで	H20.7.4 ネービー ドーで (同日)	日本側 野川保晶在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミャンマー側 経済開発大臣 国家計画・経済開発大臣	H20.7.17 413号
ミャンマー	アラリア対策計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	アラリア対策計画を実施するために必要な 1. 機材及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の使用に関する啓もう活動及び医薬品 の管理に関する指導に必要な役務の供与	346,000千円 H21.3.31まで	H20.9.12 ネービー ドーで (同日)	日本側 野川保晶在ミヤン ママー大使 ソー・ター ミャンマー側 経済開発大臣 国家計画・経済開発大臣	H20.9.29 543号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。